

長田の食文化を活かした魅力創出事業補助金交付要綱

令和4年3月29日 長田区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、長田の食文化を活かした魅力創出事業に関する補助金（以下「補助金」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 まちの魅力の向上及びにぎわいの創出を目的として、こなもん・ぼっかけ・くぎ煮・和菓子・多国籍料理等の長田の食文化（以下、「長田の食文化」という。）を活かして実施する事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象団体)

第3条 補助対象団体（以下「団体」という。）は、長田区内に活動拠点を有する団体で、企画した活動を終了まで責任を持って遂行できる団体・実行組織とする。

2 前項の団体については、営利を追求することを主目的とするもの、及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体は除くものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、第2条の目的を達するために実施する事業で、次の各号全てを満たすものとする。

- (1) 長田の食文化を活かしたにぎわいイベント、魅力発信、商品開発のいずれかの事業であること。
- (2) 事業開始から5年以下の事業であること。ただし、事業開始から5年を経過したものであっても、新たな取り組みを追加して、あるいは内容を変更して実施する事業については、追加あるいは変更をした内容を補助対象とすることができる。
- (3) 営利を主目的とした事業、宗教的活動、政治的活動のいずれでもないこと。
- (4) 神戸市または神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない事業であること。
- (5) 神戸市のマスタープラン、区の施策及び方針に反する事業でないこと。
- (6) 法令等に違反する事業ではないこと。

(補助金の額)

第5条 長田区長（以下「区長」という。）は、補助対象事業に対して、年度あたり、補助対象経費の2分の1以内であって、かつ、20万円を上限として予算の範囲内で補助をすることができるものとする。

(対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助事業等の実施に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当する経費とし、査定の上、予算額を上限とする。

- (1) 会場費、設営費
- (2) 通信運搬費
- (3) 広報費、印刷製本費
- (4) 報償費、雑役務費
- (5) 消耗品費、備品費
- (6) 委託費
- (7) その他区長が必要と認める経費

2 次の各号に掲げるものは、対象経費としない。

- (1) 補助事業者等の人件費及びその団体の運営に相当する経費
- (2) 食材費、飲食費、懇親会費、交際費、レセプション費その他これらに類する経費
- (3) 領収書がない等使途が明確でない経費
- (4) その他区長が適当と認めない経費

(交付申請)

第7条 申請者は、補助金規則第5条に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業等を実施しようとする日の1ヶ月前までに区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (4) 団体の概要がわかる書類(規約・会則等)
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 区長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書(様式第2号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書(様式第3号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

(補助事業等の変更等)

第9条 補助事業者等は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適當であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業等中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者等に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者等は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに区長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書(様式第8号)
- (2) 補助事業等の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 区長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書(様式第9号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

3 補助金の交付額の確定後、区長は速やかに補助金を申請した団体に支払うものとする。

(交付の特例)

第12条 補助事業者等は、補助金規則第18条第2項に基づき補助事業等の完了前に概算払を受けようとするときは、補助金概算払交付請求書(様式第10号)を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、区長は概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、速やかに当該請求に係る補助金を補助事業者等に支払うものとする。
- 3 区長は、補助金規則第 20 条第 2 項に基づく返還が発生する場合は、速やかに納付書を発行し、ただちに返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

- 第 13 条 区長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。
- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱の施行に関して必要な事項は、区長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。